

新座市告示第 35 号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により、令和8年新座市告示第5号で公告した公売財産の最高価申込者を決定したので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 16 日

新座市長 並 木 傑



記

| 売却区分 | 公売財産  |                  |
|------|---|------------------|
|      | 名称、性質、所在等   | 数量               |
| 7-F2 | (土地の表示)<br>1 所在地 東久留米市本町二丁目<br>番地 61番21<br>目 宅地<br>積 64.39平方メートル  | 1                |
|      | (土地の表示)<br>2 所在地 東久留米市本町二丁目<br>番地 61番13<br>目 宅地<br>積 39.10平方メートル<br>持分 400分の100                                     |                  |
|      | (土地の表示)<br>3 所在地 東久留米市本町二丁目<br>番地 61番18<br>目 公衆用道路<br>積 14平方メートル<br>持分 400分の100                                     |                  |
|      | (主である建物の表示)<br>4 所在地 東久留米市本町二丁目 61番地21<br>家屋番号 61番21<br>種類 居宅<br>構造 木造瓦葺2階建<br>床面積 1階 37.17平方メートル<br>2階 34.28平方メートル |                  |
|      | 以上登記簿による表示<br>その他別紙1のとおり  |                  |
|      | 最高価申込価額   | 6,248,888円       |
|      | 最高価申込者の氏名(名称)   | 依岡 正宗            |
| 売却決定 | 日時  | 令和8年3月2日(月)午前10時 |
|      | 場所  | 新座市役所            |

## 別紙 1

- 1 第1種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率80%）。
- 2 対象物件1は、南側幅員約4m未舗装私道（建築基準法上の道路ではない。物件2）にほぼ等高に接面する平坦地で、間口約6.2m、奥行約10.3mのほぼ長方形の中間画地である。対象物件4の敷地として使用されている。
- 3 対象物件3は、道路敷地として利用されている。
- 4 対象物件4は昭和58年3月20日に新築され、一般住宅として利用されており、現在、所有者が居住している。
- 5 居住者がいるため、建物の内部は未確認である。
- 6 上水道及び下水道が整備されている。
- 7 住居表示は、「東久留米市本町二丁目4番19号」である。
- 8 再建築不可。